

食品表示法の手引き

はじめに

千葉県内の多くの障害福祉事業所で菓子、食品などの加工食品を製造・販売しています。しかしながら昨今の食品衛生法の改正をはじめ製造の現場を取り巻く環境は厳しさを増すばかりです。振興センターでは食品表示を作成するための研修会を開催してまいりました。

ここでは初めて菓子、食品製造の担当になる方に向けて、いままで研修で講師の先生がお話をした基本的な事柄をまとめてあります。

ふだん何気なく見ている表示ですがさまざまな法律で規定されています。お客さまも表示のさまざまな情報を見て購入の判断をしています。

内容が多岐に渡っていて大変ですが迷った時はこのライブラリーを見て商品づくりに活かしていただければ幸いです。

特定非営利活動法人千葉県障害者就労事業振興センター

作成：一般社団法人大授 <https://dai-ju.jp/>